

伯姫に対する『三伝』の評価

田 村 和 親

一、問題の所在

春秋学において、伯姫（共姫）の行動は、宋の襄公のそれと同様、『三伝』の評価が肯定と否定とに完全に二分している。伯姫の行動とは、魯の公女である伯姫が、嫁ぎ先の宋で大火に遭い、避難を拒否し、遂に焼死した、とされることである。

この行動に対する『三伝』の評価をおおまかに言えば、『左伝』は否定的見地に立ち、『公羊傳』と、これを基礎とする『穀梁傳』とは共にこれを肯定してはいるが、厳密に査定すると、両者は視点を異にすると考えるべきである。従つて、伯姫の行動に対しては、『三伝』それぞれに視点と評価を異にしていることになる。

伯姫に対する評価がこのような位相を以て現れるのは、『三伝』の思想的価値観の相違と言つよりも、この場合は、むしろ、伯姫の行動が誤解されて通伝したことに因ると考えられる。即ち、伯姫の行動と、この行動を評価する基本的記録に対し、やや遅れた時点において何等かの批評が附加された。この基本的記録と後起の批評とが並列する記事として認識されることによつて、伯姫の元来の行動に対する評価が歪曲されたと考える。換言すれば、『三伝』の評価の位相は、伯姫の行動そのものの認識の相違に起因した現象である可能性がある。このことは所謂春秋經伝の成立過程上の要因の一つとして注目

すべきである。

私は先に『公羊傳』と『左氏傳』について『伝』成立上の累層とそれに対応する価値観の認識に位相が存在することの一端を指摘した^{〔1〕}。小論は、同様の視点から、春秋学研究の基礎作業の一環として、伯姫の行動に関する記録に検討を加え、記録の原型を抽出し、その原型が伝承過程においてどのように変貌し、かつ、それに伴って評価がどのように与えられていくのかを検証し、この事例についての春秋学の価値観の設定と、また、『春秋』伝の形成の問題、即ち、所謂『伝』の断層の抽出を試みる。

二、『三伝』の評価

まず、伯姫の死が『三伝』においてどのように評価されているかの検討から始める。『經』に、
宋に災いあり。宋の伯姫卒す。〔襄公三十年〕

とあり、宋の大火灾と伯姫の死去を記録している。この記事の『左伝』には、

〔夏五月の〕甲午、宋に大災あり。宋の伯姫卒す。姆を待てばなり。〔同前〕

と、伯姫が死亡したのは大火に姆（夫人の礼法指南）を待つていたからである、と言い、その原因を記すのみで、特にこれを是非するものではない。伯姫の焼死についての評価は、『左傳』のこの記事に対する後期『左傳』学派の附加の文である君子の論評^{〔2〕}において行われるものである。即ち、

君子謂う、宋の共姫は女にして婦ならず。女は人を待ち、婦は義にて事するなり。〔同前〕

と言い、伯姫が人を待つて焼死したのは、娘としての行動で、婦人としてのそれではない、婦人は適宜事に応じて行動するものである、とし、この段階において、伯姫の行動に対する否定的位置付けを示すに至っている。杜預が「伯姫は時に六十

左右なり。」と言つよう、六十前後の年齢の者との行動ではないとするものであろう。

これに對して、『公羊傳』においては、

秋。七月。叔弓宋に如き、宋の共姫を葬る。〔襄公三十年『經』〕

伯姫の葬儀の記録の経文に對して、

外の夫人の卒せるには葬りしを書せず。ここ何を以てか書せる。これを隠めばなり。何を隠めるや。宋に災いあり。

伯姫これに卒しぬ。その謚を称せしは何ぞ。賢とすればなり。

『春秋』が伯姫の葬儀を特別に記録したのは火災に因つて亡くなつたことを痛んだからである、また、「共姫」と謚を以て記録したのは、伯姫に優れた行為があつたからである、と位置付けている。事実『春秋』は、通常、外国の夫人が亡くなつた時は、その葬儀を記録しないのが原則である。例外的に『春秋』に記録されているものは、嫁ぎ先の紀が滅亡し、葬儀を行ふべき者がないことを痛むとする「六月乙丑、齊侯紀の伯姫を葬る。」（莊公四年）や「八月癸亥、紀の叔姫を葬る。」（莊公三十年）等の記事と、ここのみである。かつ、滅亡した紀の夫人たちは、経文に「紀の伯姫・紀の叔姫」と称してい るにも拘らず、ここにおいては「宋の共姫」と完全に異例の謚号を用いている。

『公羊傳』が伯姫のみに對する例外の記録として『春秋』の記事を位置付けるものはこれに止まらない。嫁するに當つての納幣から、伯姫の死後に行われた、諸侯のこの宋の大火灾への救援活動に至るまで、評価すべき行動をとつた伯姫を記録したとする意図の存在を以て『春秋』の記事を解釈している。即ち、

*夏。宋公、公孫寿をして來りて幣を納れしむ。〔成公八年『經』〕

幣を納るるは書せず。ここ何を以てか書せる。伯姫を錄せるなり。〔同『公羊傳』〕

*衛人來り媵す。〔成公八年『經』〕

媵は書せず。ここ何を以てか書せる。伯姫を錄せるなり。〔同『公羊傳』〕

*夏。季孫行父宋に如き女を致す。（成公九年『經』）

未だ女を致すと言う者有らず。ここその女を致すと言うは何ぞ。伯姫を錄せるなり。（同『公羊傳』）

*晋人來り媵す。（成公九年『經』）

媵は書せず。ここ何を以てか書せる。伯姫を錄せるなり。（同『公羊傳』）

*齊人來り媵す。（成公十年『經』）

媵は書せず。ここ何を以てか書せる。伯姫を錄せるなり。三国來り媵せるは礼に非ざるなり。曷為ぞ皆伯姫を錄せるの辞を以てこれを言える。夫人は衆多を以て侈なりと為せばなり。（同『公羊傳』）

とあり、通常記録に止めない納幣・媵・致女をことさらに記録したのは、いざれも伯姫を記録に残すためであると認識している。また、

晋人齊人宋人衛人鄭人曹人莒人邾人滕人薛人杞人小邾婁人、澶淵に会するは、宋の災いの故なり。（襄公三十年『經』）

諸侯が澶淵に会したのは宋の大火灾の復旧のためである、とある記事に対して、

宋の災いの故なりとは何ぞ。諸侯の澶淵に会するは、凡そ宋の災いの為の故なり。会は未だその為にする所を言う者有らず。こここの為にする所を言うは何ぞ。伯姫を錄せるなり。諸侯相聚りて、宋の喪^マ所を更^{ハシメテ}なう。曰く、死者は復び生かすべからざるも、爾の財は復したり、と。（同『公羊傳』）

とあり、『春秋』の記載の通例として、諸侯の会合に、その目的を言つものが無いにも関わらず、ここにその目的を言つたのは、同様に伯姫を記録に残すためである、と位置付けている。このように、『公羊傳』においては以上の特例を以て伯姫の行動を賞賛したと認識していることが明らかである。

一方、『穀梁傳』においては、「五月甲午、宋災。伯姫卒。」（襄公三十年）とある経文の表現に対して、卒せしを取るの日、これを災の上に加えし者は、災いを以て卒せしを見わすなり。……夫人は貞を以て行いと為す者な

り。伯姫の婦道は尽きたり。その事を詳らかにするは伯姫を賢とすればなり。（襄公三十年）

と言う。通常、ある人物の逝去を記録する経文は、「十有二月乙卯、夫人子氏薨。」（隱公二年）、「冬十有一月壬辰、公薨。」（隱公十一年）、「秋七月丙子、斉侯無野卒。」（成公九年）など、「某月某日、某卒。」の形式を以て記録され、死去の原因は記されていない。従つて、ここも「五月甲午、伯姫卒。」となる筈であるが、こここの経文は上のよう、「五月甲午」が「宋災」の上に位置している。『穀梁伝』はこの表現に注目し、それは火災によつて亡くなつたことを示すものであるとし、他の例と異なつて、このように詳しく記録したのは伯姫の、婦道を尽くした優れた行為を顕彰するためである、と解釈している。

しかしながら、上記の、伯姫に限定された納幣・媵・致女の『経』の記載については、『穀梁伝』は必ずしも首尾が一貫していないが如くである。上掲経文の納幣についての『伝』はない。致女については、

致とは、致さざる者なり。婦人は家に在りては父に制せられ、既に嫁しては夫に制せらる。宋に如き女を致すは、これを以てこれを尽くすなり。故に内称を与さざるなり。（宋から伯姫を）逆うる者徵なりき。故に女を致せるなり。

その事を詳らかにするは、伯姫を賢とすればなり。（成公九年）

とある。文意の把握が必ずしも明確でないが、恐らくは以下のような認識であろう。伯姫が宋に嫁ぐに当つて（成公九年二月）、宋からの迎えの者の身分が低かつた。そこで、既に嫁いだその年の夏になつて、改めて致女の礼を行つた。致女の礼は、既に他国の夫人となつた者に対して行うべきものではないが、伯姫を賢とするためにこの間の事情を詳録したのである、とするものであろう。

『穀梁伝』は、婚姻に当つては、夫たる者は自ら夫人たるべき女性を迎えて行く（親迎）ものだが、「親迎は恒の事なり。志さず。」（莊公二十四年）、それは当然のこととて、『春秋』には記録しない。従つて、記事がなければ、それは親迎が行われたことを示すものであり、もし、親迎や逆女の記録があるとすれば、「それ齊に親迎せしを正しからずとすればなり。」

(莊公二十四年)、「女を逆うるは親からする者なり。大夫を使うは正しからざればなり。」(隱公二年)等、何等かの誤りがあつた場合であると解釈する。ここに伯姫に関しては『春秋』に親迎の記事はない。しかし、実際に親迎は行われなかつた。そこで、魯はこの致女の礼を以て婚姻の形を整えようとして、『春秋』も伯姫を賢とするが故に、これを記録し、正夫人として認定したとする考え方である以外にない。或いは、単なる『穀梁』の伝義の混乱かも知れない。いずれにしても、伯姫を賢とするための認識であるには相違なく、經緯には認識の違いがあるが、結果的には『公羊』と同一であることになる。

もう一つ、『穀梁傳』は上掲の經文に記された衛・晋・齊からの三つの媵については、中間の晋の媵についてのみ、

媵は浅事なり。志をす。ここそれ志せるは何ぞ。伯姫のその所を得ざるを以ての故に、その事を尽せるなり。(成公九年)

媵は些事で、記録しないものだが、宋に嫁いだ伯姫が、形式上、正夫人たり得なかつた。そこで、『春秋』は伯姫を正夫人たらしめるために媵を記録したと認識するものであろう。形式上正夫人たり得ぬとは、上述の親迎等の婚姻の儀式上の經緯の經文の記録を指すであろう。ここには伯姫の行動を是非する直接的記述はないものの、上述の致女の認識と相俟つて考えれば、襄公三十年の焼死にまつわる伯姫の行動と一連の関係にあることは明らかで、伯姫の行動を積極的に評価していることは疑いない。

因みに、『左伝』においては、上の納幣・媵・致女の經文について、納幣と媵に対しては、「夏。宋の公孫寿來りて幣を納る。礼なり。」(成公八年)、「衛人來り共姫に媵す。礼なり。凡そ諸侯女を嫁がすれば、同姓はこれに媵す。異姓なれば否せず。」(成公九年)、「晋人來り媵す。礼なり。」(成公九年)と、それが慣行(礼)であるとするだけで、特に伯姫を強調する意識はない。致女についても、「夏。季文子宋に如き、女を致す。復命す。公これに享す。韓奕の五章を賦す。(伯姫の母の)穆姜房より出て再拜して曰く、大夫勤辱し、先君を忘れず。以て嗣君に及び、施きて未亡人に及べり。先君猶望める有り。敢て大夫の重勤せしを挙す、と。又錄衣の卒章を賦して入る。」(成公九年)と、そのいきさつを説明する

もので、これも伯姫を特に意識するものではない。『公羊』『穀梁』が経文の伯姫に関する特例の記事に、所謂不書例として注目し、それを伯姫の行為を強調するものとして捉えるものとは異なる。即ち、『左伝』は、他の経文に媵や致女の記録がなく、伯姫のみの特例であるにも拘らず、これを一切考慮していない。その意味においては、『左伝』は『經』解釈の一貫した視点を必ずしも厳格に設定していないのである。

以上には伯姫の焼死に至る行動に対する『三伝』の評価を検証したが、否定的見地に立つ『左伝』と、肯定と言つよりも賞賛に近い評価を与える『公羊』・『穀梁』に二分され、しかも、その『公羊』・『穀梁』の評価は必ずしも同一の視点ではない。この『三伝』の評価の位相は、問題提起で指摘したように、伯姫の行動そのものの認識の相違に起因するものと思われる。そこで、次には伯姫の行動の原形を復元する必要がある。

三、『公羊伝』の伯姫の行動の諸問題

既に述べたように、『公羊伝』においては『春秋』の伯姫に関する記事に対し、伯姫の死を痛み、永遠に記録するための異例の措置として位置付けている。然らば、伯姫の行動の何に対し、このような特殊な措置を講じたとするのか。伯姫の行動を記録する『公羊伝』を再検討しなければならない。まず、原文を掲げ、逐一検討を加える。

宋災。伯姫存焉。有司復曰、火至矣、請出。^A伯姫曰、不可。^B吾聞之也、婦人夜出不見傳母、不下堂。傳至。母未至也。^C逮乎火而死。_(襄公三十年)

あらかじめこの部分の問題点を言え、傍線Aの「曰」が何処まで懸るか、「不下堂」までか、或いは「母未至也」までか、また、これと関連して、Bの「吾」とは誰を指示するのかである。もう一つはCの訓みと意味の把握についてである。この三点を考慮しつつ冒頭から分析を試みる。

まず、文面上の意味を確認しよう。最初の「宋に災いあり、伯姫ここに存せり。」については特に問題はない。宋の大火の際、伯姫が建物内に止まっていたのである。これに対し、「有司復して曰く、火至れり、請う、出よ、と。」やくにん有司がくり返し退避を要請したにも拘らず、「伯姫曰く、不可なり。」、これを拒否した。その理由は、「吾はこれを聞く、婦人は夜出るに傳と母とを見ざれば堂より下らす、と。」婦人は夜に外出するのに傳と母とがいなれば建物の外に出ないと聞いている、とするからである。一般的解釈としては、この部分までが伯姫の言であり、「傳は至れり。母は未だ至らざるなり」、傳はやつてきたが母はまだやつて来なかつた、とあるこの部分を状況の説明であるとしている。有司の度重なる退避要請にも拘らず、傳と母とがいなれば夜間に外に出ないという婦人としての規矩を遵守して建物内に止まつたことになる。そこで、末尾の「逮乎火而死。」の解釈が問題となる。これについて、徐彦の「火の逮環する所と為りて死するなり。」（『疏』）、この文を受け身とする解釈に従えば、原文は「火に逮ばれて死せり。」と訓み、「火に囲まれて死んだ」ことになる。こう解するならば、伯姫は婦人としての規律を守つて退避することを渋つているうちに焼死したことになる。これまでの解釈を参照するに、日原利国氏は、

宋に大火がおきたとき、伯姫はそこにおつた。係りの役人が「火の手が来ます、どうか早く出てください」と申し上げた。伯姫は言つた、「なりませぬ。婦人の夜の外出は、傳（侍従）と母（女官）がおらなければ、堂を出でてはならぬもの、と私は聞いております」と。傳がかけつけたが母がまだ来ず、火の手がまわつて焼け死んでしまつた。⁽³⁾

と訳し、岩本憲司氏は、

宋に大火がおきたとき、伯姫はそこにいた。役人が「火が来ます、どうかお逃げ下さい」と申し上げると、伯姫が言った「いけません。私は『婦人は、夜、外出するのに、傳と母がいなければ、堂を下りない』と聞いております」と。傳はかけつけたが母がやつて来ず、（そのうちに）火の手がまわつて、やけ死んだのである。⁽⁴⁾

とし、いざれも「伯姫曰」は「不下堂」に懸るものとし、また、母を待つたがために焼死したの意に取つてゐる。更に、両

氏は末尾の「逮乎火而死。」を共に「火の手がまわって焼け死んだ」の意に解しているが、誤訳である。もしそのようない味であるならば、原文は「火逮而死。（火逮びて死す）」に作らなければならぬ。

これに対し、李宗侗氏は、

伯姫説：「不可以。我聴見説、婦人夜裏有事出門時、不看傳母不下台階。傳已經來了、母還沒到。」遂被火燒死了。^⑤

と「伯姫曰」が「母未至也」まで懸かるものとし、「逮乎火而死。」を「そのまま火におおわれて焼死した。」の意に解している。蓋し徐疏に基づくであろう。もつとも註においては「到了火中就死了。」と解釈していて、別解を示している如くである。

私が「伯姫曰」の内容と「逮乎火而死。」の解釈とを問題視し、解釈上の瑣末な部分までを云々するのは他でもない。この二つの解釈こそが、伯姫の焼死の真相を解く鍵となつていて、いと考るからである。まず末尾の「逮乎火而死。」に改めて検討を加えよう。既に述べたように、徐彦はこの句を「火に逮ばれて死す。」と解す。徐彦が敢てこの句を受け身の意味にとるのは「伯姫曰」の「吾聞之也……不下堂」の一旬があるからである。また、『左伝』の「姆を待てばなり。」の説解も念頭にあつたであろう。即ち、傳と母とがいなければ、建物の外に出ない、との言に拘れば、建物内部に立ちつくして焼死したことになるが、そうであるならば、前掲のようにこの文は「火逮而死。」であるはずである。然るに、厳然として「逮乎火而死。」である以上、「火に逮ばれて死す。」、火に巻かれて死んだ、と受け身に解きなけば意をなさないのである。徐彦はそう考えてこの解釈を提出したであろう。しかし、この句を「火に逮ばれて」と解するのは語法上無理があるのである。事実、『公羊傳』において、同型の句は、

至乎王提而死。（莊公三十二年）

逮乎袁婁而与之盟。（成公二年）

由乎曲沃而入也。（襄公二十三年）

入門乎巢而卒也。（襄公二十五年）

などとあり、それぞれ「王堤に至りて死す。」、「袁婁に逮びてこれと盟う。」、「曲沃によりて入れるなり。」、「入りて巢に門せめて卒せるなり。」、の意であつて、いずれも受け身に取ることはできない。するとこゝも正しく「火に逮びて死す」、李宗侗氏がその註に「到了火中就死了。」と言う、「火に飛び込んで死んだ」の意でなければならない。しかし、そうであるならば、上の徐彦の解において述べたように、「婦人……不下堂」の句の関係上、文意が滯ることになる。一体、徐彦が敢て末尾のこの句を受け身に解したのは、この「婦人……不下堂」の句が伯姫の行動の評価の基準として位置付いているからである。しかし、上のように、この句に重点をおけば、末尾の句解に矛盾をきたすことになる。であるならば、従来伯姫の行動の評価の基準として考察の対象外に置かれてきたこの一句にこそ、改めて問題の焦点を絞るべきである。

このことと関連して考えるべきことは、ここに『公羊傳』が伯姫を「賢」とするその根拠についてである。上記のこれまでの解釈に従えば、『公羊傳』は明らかに伯姫が婦人としての規律、「婦人……不下堂」を遵守し、遵守するためには焼死をも顧みなかつたその態度を以て「賢」と認定したことになる。まさに『列女傳』に、「婦人の義は、傅と母との至らざれば、夜は堂を下るべからず。義を越えて生くるは、義を守りて死するに如かず、と。」（宋共伯姫）とある、婦人の義を越えて生き長らえるよりも、死を選択したとすることを評価するとするものと同一である。すると、『公羊傳』は、伯姫が婦人としての自己の尊嚴を守るべく、自己のために死を選択したことを見て、それを「賢」と評価したことになる。

しかしながら、そうであるならば、この評価の基準は、『公羊傳』が「賢」とする他の例と範疇を異にすることになる。小論では『公羊傳』の中の「賢」の価値基準の詳細に触れる紙数の余裕を持たないが、例えば、鄭の祭仲は「權を知る」を以て賢とされた（垣公十一年）。その權とは、

經に反して然る後に善有る者なり。權の設くる所は死亡を含きて設くる所なし。權を行ふに道有り。自ら貶損して以て權を行う。人を害して以て權を行はず、人を殺して以て自ら生き、人を亡ぼして以て自ら存するは、君子は為さざるな

り。（同前）

自己の生命や利益を無視して設定するもので、従つて、それは自己のためにするものでなく、飽くまでも他者に対するものとして認識されている。『公羊伝』が「賢」と認定するものは、基本的にはこの権の設定のように、自己を捨てて他者に施すことを以て一貫している。祭仲は宋に囚われて鄭の後事をはかり、宋の孔父は顔色を正して朝に立てば、これを越えて君主を害する者がいなかつたことによつて、即ち、身を挺して君主に致し（垣公二年）、紀季は齊に罪に伏してその姉妹の身を保たしめ（莊公三年）、仇牧は弑された君のために、身を捨てて荒武者に立ち向かつて落命し（莊公十二年）、その他のいずれも我が身を顧みず、また、身の利益を捨てて他者に致したことを以て「賢」とされている。⁽⁶⁾ 然るに、この伯姫の場合は、上の訓釈に従えば、伯姫自らの、婦人としての義を守るために命を捨てたことになつて、『公羊伝』の「賢」の範疇に適合しないのである。

四、伯姫焼死の真相と『公羊伝』の原評価

このように、これまでの解釈に従うならば、文脈上、また、伝義上共に文意が貫通しない。その最大の原因は、既に指摘したように、伯姫評価の原点とされてきた「婦人……不下堂」の一文にある事が明白である。私は、『公羊伝』には成立上の累層が存在し、即ち、『公羊伝』は、その原形に対し、逐次論議が集積されて現行の文献に至つたことを、その一部について証明した。⁽⁷⁾ 従つて、そこには原『公羊伝』と、後に附加された新たな認識が並列して混在し、従来の認識が掩蔽される現象が起ることがある。上のように『公羊伝』のこの部分が「婦人……不下堂」の一文によつて停滞するのであれば、この文は本来の『公羊伝』に後に附加されたものである可能性がある。そこで、次には、試みにこの一文を除外して伯姫の行動を再構成しよう。

問題の文を除外すれば、この部分は、

外の夫人の卒せるには葬りしを書せず。ここ何を以てか書せる。これを隠めばなり。何を隠めるや。宋に災いあり。伯姫これに卒しぬ。その謚を称せしは何ぞ。賢とすればなり。何を賢とせしや。宋に災いあり、伯姫ここに存せり。有司復して曰く、火至れり、請う、出よ、と。伯姫曰く、「不可なり。〔吾聞之也、婦人夜出不見傳母、不下堂〕傳は至れり。母は未だ至らざるなり。」と。火に逮びて死せり。

となる。経文に「共姫」と謚を以て記録したのは、伯姫を「賢」としたためであるとし、その「賢」とした理由を説明するために「宋に災いあり」以下が位置している。火災に火が迫り、有司が繰り返し退避を要請したことまでは全く問題がない。問題は、有司の要請を拒否する伯姫の応答であつた。引用のように「吾聞之也……不下堂」を括弧に括り、この部分を無視すれば、伯姫が退避を拒否した「不可なり」の理由は、「婦人……不下堂」でなく、「傳は至れり。母は未だ至らざるなり。」であることは明白である。従つて、「伯姫曰」は「母未至也」まであることは疑いないことである。これによれば、有司の度重なる退避要請があつたにも拘らず、これを拒否したのは、逃げ遅れた母を気遣つたためであつて、婦人の義に従うためではない。そこで、末尾はまさに「火に逮びて死せり」であつて、「火に逮ばれて死せり」ではない。即ち、婦人の義を守るために立ち尽くし、火に囮まれて焼死したのではなく、火中に飛び込んで、焼死したのである。

伯姫はこの時、既に六十前後の、当時としては相当の高齢に達していた。それにも拘らず、この高貴の婦人は、未だ至らざる母の安否を気遣い、これを救出すべく自ら火中に引き返し、ために焼死したのである。『公羊傳』はこのときの伯姫の、母に対する痛切な叫び、「不可なり。傳は至れり。母は未だ至らざるなり。」、逃げることはできません、傳はたどりつきました、母はまだです、を克明に記録したのである。そしてこの行為こそが、公羊家の魂を搖さぶり、経文に対して「伯姫を錄する」とする特例の位置付けとなつたことはもはや疑いあるまい。

以上に、「吾聞之也……不下堂」の文を無視し、訓解を試みた。これによれば、先に指摘した語法上も、また、文脈上に

も何等の問題がなく、何よりも、従来認識されてきた伯姫の行動そのものが大きく異なることが明らかである。そして、上述の行動こそが伯姫の焼死の真相であるならば、伯姫を「賢」と評価する『公羊伝』の認識も、上掲の他の例の「賢」とする認識に共通することになる。『公羊伝』が、自己を顧みず他者に致す行為を「賢」とすることは既に述べた所であるが、こここの『公羊伝』も、自己の生命の危機をも無視し、ひたすら逃げられた母を気遣つてこれを救出しようとした伯姫のその行動を以て「賢」と認めたのである。換言すれば、自己の命を無視し、母を救濟しようとすると、他者に致す行動を以て「賢」としたものであり、従つて、伯姫を「賢」とする価値観は、他の例の「賢」とする価値観と同一であり、従来の「吾聞之也……不下堂」に基づいた、婦人としての自己のために身を捨てたとする位置付けは、原『公羊伝』の認識ではない。逆に言えば、このことこそ、「吾聞之也……不下堂」の一文が、原『公羊伝』に附加された後起のものであることを証するものである。

このように、伯姫の焼死は、逃げられた母を救出しようとして火中に投じたことがその真相であり、この他者に対する行動が伯姫を「賢」とする『公羊伝』の原評価であることが明白である。

五、『公羊伝』の「吾聞之也」の類型

前章においては、『公羊伝』のこの部分の文脈を阻害する所となつてゐる「吾聞之也……不下堂」を後起の文とし、これを除外して伯姫の行動の記録に分析を加えた。その結果、従来の認識とは全く異なつた伯姫の行動が現出した。然らば、この「吾聞之也……不下堂」はどのような性格を持つものであるのか、少しく検討を加える必要がある。

このことを考える上で、最初に取り上げるべき資料は『列女伝』の記述である。即ち、

伯姫嘗て夜の失火に遭う。左右曰く、夫人少らく火を避けよ、と。伯姫曰く、婦人の義は、保と傳と俱にせざれば、夜

は堂を下らず、保と傅との来るを待たん、と。保母は至れり。傅母は未だ至らざるなり。（宋共伯姫）
とある。文は殆ど『穀梁伝』に基づく。ここにおいては、伯姫が退避勧告を無視した理由を、保母と傅母とがいなければ外出しないという、婦人の義に従つたものとしている。認識としては、従来の『公羊傳』のそれと同一である。しかし、注目すべき点は、『穀梁伝』に基づく『列女傳』の「婦人の義は……」に対して、

君子曰く、礼に、婦人は傅と母とを得ざれば、夜は堂を下らず、行くに必ず燭を以てす、とは、伯姫の謂いなり。（同前）

とあり、『公羊傳』の「吾聞之也……不下堂」の内容の一部が「君子」の言説として位置付いていることである。因みに、「行くに必ず燭を以てす」は『礼記』内則に見える。すると、恐らくは、その前半の「婦人……不下堂」も婦人の當為の一つとして礼関係の文献に記載されていたであろう。もしくは、口伝されたものであつたかも知れない。このことは、『公羊傳』の「吾聞之也……不下堂」の一文が伯姫の発言でないことを傍証するであろう。すると、この「吾」とは、伯姫を指示するものではなく、原『公羊傳』の記事に対する何者かの言説と見る以外はない。既に検討したように、この文を除外することによつて文脈も停滞せず、伯姫の原行動が浮上し、かつ、この伯姫の原行動を「賢」とする『公羊傳』の認識に共通することがそれを物語つている。

『列女傳』において、この「婦人……不下堂」が君子の言論であつたように、『公羊傳』におけるそれも伯姫の記事に対する、恐らくは後期公羊学派の補入である。然らば、伯姫の記事の何に対する言論であるのか。言うまでもなく、それは「伯姫曰く、不可なり。傅は至れり。母は未だ至らざるなり、と。」伯姫の発言に対するものである。既述のように伯姫のこの発言は、火災に、未だ至らざるの母を気遣う悲痛の叫びであった。然るに、この「吾」と自称する者は、伯姫の発言を曲解し、婦人の規律としての、「婦人は夜出るに傅と母とを見ざれば堂より下らず」、婦人は傅と母とがいなければ、夜には外出しないを以て、原『公羊傳』に補筆したであろう。その意味においては相当に趣旨を逸脱した補入である。

この「吾聞之也」とある表現は、実はここのみではなく、下に引くように、更に四か所の記述がある。それらもまた、必ずしも当を得たものではない。以下これらについて少しく触れる。『公羊傳』における「吾聞之也」の形式を持つ表現は、宋公与楚人期戰于泓陽。楚人濟泓而來。有司復曰、請迨其未畢濟而擊之。宋公曰、不可。①吾聞之也、君子不厄人。吾雖喪國之余、寡人不忍行也。既濟未畢陳。有司復曰、請、迨未畢陳而擊之。宋公曰、不可。②吾聞之也、君子不鼓不成列。已陳然後襄公鼓之。宋師大敗。故君子大不鼓不成列。（僖公二十二年）

（楚）莊王圍宋。軍有七日糧。盡此不勝、將去而歸爾。於是使司馬子反乘堙而窺宋城。宋華元亦乘堙而出見之。司馬子反曰、子之國何如。華元曰、憊矣。曰、何如。曰、易子而食之、析骸而炊之。司馬子反曰、嘻甚矣、憊。雖然③吾聞之也、圉者柑馬而秣之、使肥者應客。是何子之情。華元曰、④吾聞之、君子見人之厄、則矜之、小人見人之厄、則幸之。吾見子之君子也。是以告情于子也。司馬子反曰、諾。勉之矣。吾軍亦有七日之糧爾。盡此不勝、將去而歸爾。揖而去之、反于莊王。莊王曰、何如。司馬子反曰、憊矣。曰、何如。曰、易子而食之、析骸而炊之。莊王曰、嘻甚矣、憊。雖然吾今取此、然後而歸爾。司馬子反曰、不可。臣已告之矣、軍有七日糧爾。（宣公十五年）

とあるのがそれである。④が「吾聞之」に作り「也」一字がないが、同一のものであろう。これによれば、「吾聞之也」の類型表現は、伯姬のそれ以外に『公羊傳』中に四例あることになる。この四例が伯姬のそれと同じく、それぞれの文を除外して文意が通じ、また、この四例が『公羊傳』の原文に対する言説であるならば、それは正しく後起の文であることになる。上掲の四例は一見原文に融合し、特に除外する必要がないと思われるものがあるが、一部、詳細に分析すると、同様に文意に外れるものがある。その第一は、④の例である。楚の莊王の包囲によって、宋は子を食らうの飢餓に陥った。この時、宋の華元は楚の子反の問い合わせに対して「憊れたり、……子を易えてこれを食らい、骸を析いてこれを炊く」、宋の末期的現状をありのままに告げたのである。この真実の告白に驚愕した子反に対する華元の言中に、問題の類型を含んで「華元曰く、吾はこれを聞く、君子は人の厄しみを見れば則ち矜み、小人は人の厄しみを見れば則ちこれを幸いとす、と。吾は子の君子な

るを見る。ここを以て情を子に告げたり、と。」、君子は人の苦しみを哀れむものである、と聞き、子反が君子であることを見とつて真実を告げた、と言う。これによれば、華元は君子である子反に窮状を訴え、その哀れみを請うべく真実を告げたものであり、極めて卑屈な態度を以て臨んだことになる。所謂かけひきである。しかしながら、後文に、悲惨の状態を認めつつも、敢えてこれを制しようとする楚王に対し、「司馬子反曰く、不可なり、臣已にこれを告げたり。軍に七日の糧有るのみ、と。莊王怒りて曰く、……子は曷為ぞこれを告ぐる、と。」、宋に対して楚の実情を告げたことに対する莊王の詰問に、子反は、「区区の宋を以てなお人を欺かざるの臣有り。楚を以て無かる可けんや。ここを以てこれを告げたり。」と答えていた。小国たる宋にすら、人を欺かざる人物が居る以上、大国たる楚が、これを欺くことができない、と言うこの言が明示するように、子反はその間に欺かざるの言を以て答えた華元に、自らも欺かざるの言を以て対したのである。すると、華元・子反ともに、相互に君子たることを認め、君子に対する君子の回答として、偽らざるの言を以て真実を告げたのである。これによれば、華元は哀れみを請うために真実を告げたのではなく、また、子反は宋の窮状を哀れんで軍を反そ⁽⁸⁾としたわけではないことが明らかである。然るに「吾聞之也」の部分がある以上、華元は哀れみを請うべく真実を述べたと解せざるを得ず、後文の子反の言に矛盾することになる。そこで、伯姫の例と同様、この「吾聞之也」を除けば、これ何ぞ子の情いうや、と。華元曰く、吾は子の君子なるを見る。ここを以て情を子に告げたり、と。となり、後文の子反の楚王に対する言と正に一致する。

以上に明らかなように、ここに「吾聞之也」も原『公羊傳』に補入された後起の文であることは疑いなく、それは上引の華元の「吾は子の君子なるを見る。ここを以て情を子に告げたり。」に対して、後に、君子は人の苦衷を哀れみ、小人はそれを喜ぶものだとする伝聞を加えたものである。従つて、この言論は『公羊傳』の本来の意識とは掛け離れた当を得ない内容であることは伯姫の場合と同等である。

以下、上掲の「吾聞之也」について簡潔に触れよう。③は、同じくこの文を無視すれば、

司馬子反曰く、嬉甚しきかな、憇れたること、と。然りと雖も、これ何ぞ子の情いうや、と。

となり、文意が損なわれることがない。華元が、極限の状態にある宋の真実を述べたことに對する驚嘆の言になる。ここでの「吾聞之也」は言うまでもなく子反の「これ何ぞ子の情いうや」に対する補説である。即ち、「囮まる者は馬に柑してこれに秣かい、肥えたる者をして客に応ぜしむ。」包囮された時はいかに困窮しようとも、敵を欺くものである、と解説したに過ぎない。①は、同じく「吾聞之也」を無視すれば、

有司復して曰く、請う、その未だ畢く濟らざるに迨びてこれを擊たん、と。宋公曰く、不可なり。吾は喪国の余と雖も、寡人は行うに忍びざるなり、と。

となり、同様に文意に齟齬がない。ここに「吾聞之也」は、宋公の言、特に「寡人は行うに忍びざるなり」に對して、「君子は人を厄しめず」と解説したものであろう。また、②は、

既に濟るも未だ畢く陳せず。有司復して曰く、請う、その未だ畢く陳せざるに迨びてこれを擊たん、と。宋公曰く、不可なり、と。已に陳して然る後に襄公これに鼓うつ。

となり、除外しても文意に影響がない。この例は、宋公の「不可なり」について、「君子は列を成さざるに鼓うたず」、宋公が攻撃指令を出さなかつたことについて解説したものである。

以上、『公羊伝』の中の「吾聞之也」の類型について論じたが、伯姫の例と同様に、いづれも後起の附加の文であることが明らかである。全て原『公羊伝』に補入された言説・解説の類であると断定してよい。^⑨

六、『穀梁伝』『左氏伝』の伯姫の評価

上に論じたように、伯姫は大火に逃げ後れた母を氣遣い、これを救けるべく火中に戻つて焼死したのである。『公羊伝』

は、伯姫がひたすら母の安否を心配し、自己の生命を度外視した心情と行動を評価したものが春秋の異例の記録であると位置付けたのである。然るに、この伯姫の行動と、それに対応する原評価である『公羊傳』の原文に、一部の後期公羊学派によつて、当を得ない不要の書き込みがなされた。言うまでもなく「吾はこれを聞く、婦人は夜出るに傳と母とを見ざれば堂より下らず、と。」がそれである。後起の文であるそれが、『公羊傳』の原文に混入し、原文が曲解されるに至る現象であることは、別論に詳述した¹⁰「則未知」の場合と同様である。ここに、『公羊傳』の原評価と伯姫の行動そのものが歪曲され、伯姫は婦人としての規律に従わんとして退避を躊躇し、遂に焼死したと認識され、かつ、『公羊傳』も、婦人としての規律に従わんとしたことを評価したと誤認されるに至つたのである。

この歪曲された公羊の義に従うものが『穀梁傳』である。『穀梁傳』には、既に掲げたように、こここの経文は伯姫が火災によつて死亡したことを見出す書法である、とし、その経緯について、

その災いを以て卒せしを見わすことは奈何。伯姫の舍、失火す。左右曰く、夫人よ少あららく火を辟けよ、と。伯姫曰く、婦人の義は傳と母との在らざれば、宵には堂より下らず、と。左右又曰く、夫人よ少しばらく火を辟けよ、と。伯姫曰く、婦人の義は傳と母との在らざれば、宵には堂より下らず、と。遂に火に逮びて死す（襄公二年）

とある。伯姫の館で火災が起き、左右の重ねての退避勧告を頑強に拒否し、焼死したとするのである。『穀梁傳』の退避勧告拒否の理由は、まさに『公羊傳』の書き込みの文に拵るものであり、『公羊傳』に記録された焼死の真実の理由、至らざるの母を求めた伯姫の元來の語は完全に欠落し、この後起の書き込みの文こそが伯姫の発言として位置付けられるに至つている。しかも、この行動に対する評価として、前掲したように「夫人は貞を以て行いと為す者なり。伯姫の婦道は尽きたり。その事を詳らかにするは伯姫を賢とすればなり。」書き込みの文に基づく伯姫の発言とそれに殉じたとする行動に対しても、夫人としての貞節を全うしたものとして、『春秋』がこれを優れた行為であると顕彰していると認識するのである。

これによれば、『穀梁傳』は、伯姫の行動を記録するこの部分を、既に書き込まれた『公羊傳』に依拠し、それを再編成

して伝義を構成したことは明らかで、このために、問題の一つであった「逮乎火而死」、火に飛び込んで死んだ、の意であるこの文が、文脈上不安定な表現に陥るに至っている。すると、少なくとも、書き込みを本文に編入した『公羊傳』は『穀梁傳』成立以前には成立していたことになる。とまれ、この『穀梁傳』に至つて、伯姫は婦人の義を全うするために焼死したとする、伯姫自身にとつては不当な評価が確定したのである。

更に伯姫を辱める記事に展開したものが『左傳』である。既に触れたように、原『左傳』においては「姆を待てばなり。」、伯姫が焼死したのは姆を待つていたからである、とあるだけで、ことさらに論評を加えているわけではない。この単純な文からは、婦人の義として姆を待つたと認識するのか、もしくは、至らざるの姆を待つたと認識しているのか、判断が困難である。「待つ」とあることによれば、或いは『公羊傳』の書き込み、または、これに基づく『穀梁傳』の伝義が意識されていたかも知れない。無論、『左傳』と『公羊・穀梁』との関係を軽薄に扱うべきではないが、『左傳』の君子の論評が、伯姫に対して、「女にして婦ならず」とし、それは「女は人を待ち、婦は義にて事するなり」、婦人たるものには柔軟に対応するべきである、としている以上は、伯姫が融通を欠き、婦人の義に拘泥して姆を待つたがために焼死したとする認識に立つことは明らかである。すると、ここに『左傳』の評価は、原『公羊傳』に後期公羊学派によつて書き込まれた一文が、伯姫の行動と公羊の原評価を歪曲した後に伝承された説話に基づくものであることになる。ここに至つて、伯姫の、至らざるの母を気遣つた行動は、文献裏に掩閉され、特に『左傳』の記事によつて二千年を超える時間に亘り不当な評価を与えられ続けたのである。その最大の原因是、原『公羊傳』に不用意に挿入されたわずか一行の文に他ならぬのである。

上記の三つの『伝』のうち、基本的には『穀梁傳』の伝義を襲いつつ、他の二つの『伝』を吸収し、伯姫説話を構成したものが『列女傳』宋共伯姫である。『列女傳』は、

伯姫は魯の宣公の女にして成公の妹なり。その母を穆姜と曰う。伯姫を宋の恭公に嫁せしむ。宋の恭公親迎せず。伯姫父母の命に迫られて行く。既に宋に入りて三月、廟見して夫婦の道を行つに当るも、伯姫は恭公の親迎せざりしを以て

の故に、敢て命を聴かざりき。

『穀梁伝』の「逆^{むか}うる者徵なりき」に基づいて、父母の命によつてやもなく宋に嫁いだものとし、しかし、親迎の礼を欠いた不正の婚姻として恭公を拒んだ、と構成している。そこで、

宋人魯に告ぐ。魯は大夫の季文子をして宋に如き、命を伯姫に致さしむ。

経文の「致女」を、父母が伯姫を説得するためのものとし、

還りて復命す。公これに亨す。穆姜房より出て再拝して曰く、大夫は遠道に勤労し、辱くも小子を送れり。先君を忘れず、以て後嗣に及べり。下りて知ること有らしめば、先君も猶望める有らん。敢て大夫の辱きを拝す、と。

『左伝』の記事に拠つて、女を致した季文子への対応を加え、問題の、

伯姫嘗て夜の失火に遭う。左右曰く、夫人少^{しば}らく火を避けよ、と、伯姫曰く、婦人の義は、保傅俱にせざれば、夜は堂を下らず、保傅の来るを待たん、と。保母は至れり。母は未だ至らざるなり。左右又曰く、夫人少^{しば}らく火を避けよ、と。伯姫曰く、婦人の義は、傅母の至らざれば、夜は堂を下るべからず。義を越えて生くるは、義を守りて死するに如かず、と。遂に火に逮びて死す。

の部分を全面的に『穀梁』に則り、かつ、「義を越えて生くるは、義を守りて死するに如かず」の一文を補強して婦人たるの義に殉じたことを強調し、そこで、

春秋はその事を詳録し、伯姫を賢とす、となし、以て婦人は貞を以て行いとなす者なり、伯姫の婦道は尽きたり、となす。

『穀梁伝』の認識を強固にしている。のみならず、その年の十月に行われた諸侯による救済活動については、前引の『公羊伝』の記事を演繹して、

この時に当り、諸侯これを聞きて悼痛せざるはなく、以て死者は以て生かすべからざるも、財物は猶復すべしとなす。故に相与に澶淵に聚会し、宋の喪う所を償えり。

諸侯が伯姫の死に感じて復興活動に当つたものとする構成を加えている。この『列女伝』による伯姫説話の再編成によつて、歪曲された伯姫の行動は、一方においては、貞節を守るべき女性の鑑戒に昇華し、その後の女性の当為として位置付けられたのである。

七、結語

上には春秋学に対する基礎作業の一環として、伯姫焼死に対する『三伝』の評価と評価の根底を分析し、評価の位相の必然を明らかにした。この伯姫の行動は、その真実を示す記事に対し、後起の補入によつて伝義が歪曲し、結果的に本来の評価とは無関係に、相反する二つの評価が与えられるに至つたその経緯を追つた。即ち、一つの『伝』——この場合は『公羊傳』であるが——には成立上の累層と、この時間的経過に従う認識の位相が存在することの一端を証明し、かつ、異なる位相によつて歪曲された認識がどの様に展開するのかの追跡を試みたのである。

春秋学上における伯姫の行動は、従来、婦人としての義を守つて焼死したものと認識され、その行動の是非が論ぜられたのである。しかし、『公羊傳』の記事を分析すると、第一に、伯姫の焼死は婦人としての義に殉じたものでなく、原『公羊傳』の評価も婦人としての義に対して与えられたものでないことが明らかになつた。即ち、原『公羊傳』の記事によれば、伯姫は火災に逃げ遅れ、未だ至らざるの母を気遣い、これを救出すべく燃えきかる火の中に引き返したのである。この伯姫の行動に対し、『公羊傳』は自己の死をも顧みず、他者に致す行為の範疇に属するものとし、他の、他者に致した者と同様、「賢」とする評価を与えたのである。然るに、後に、未だ至らざるの母を気遣う伯姫の叫びの記録に対し、婦人の規律

としての評語が附加された。この附加された一文が『公羊』の原文に紛れ、これによつて伯姫の行動と原『公羊伝』の評価が歪曲され、伯姫は婦人たるの義に殉じ、『公羊伝』は義に殉じた伯姫の行動を評価したものと認識されるに至つたのである。この歪曲された『公羊伝』の評価はそのまま『穀梁伝』に継承され、また、一方において、歪曲された伯姫の行動を愚行とする『左氏傳』の位置付けとに一分したのである。さらには『穀梁』の伝義に基づきつつ、『公羊・左氏』二伝の記事を緝綴した『列女傳』によつて、歪曲された伯姫の行動が婦人たるの貞節として宣伝され、今日に至つたのである。

以上の伯姫の事例の、特に『公羊伝』におけるそれが明示するように、春秋学は時間の経過、伝承の過程における議論や解義が集積して成ることが明らかであり、この位相の弁別を以て原始春秋学研究の基礎が確立すると考えるものである。

(注)

- (1) 拙稿「公羊伝の則未知の類型——君子曷為春秋の解釈をめぐって」(『二松学舎大学論集』第三七号・一九九四年三月)・「左氏傳の古之制也の類型」(『二松学舎大学論集』第三九号・一九九六年三月)
- (2) 『左伝』の所謂君子の論評は、『左伝』の作者説、劉歆の偽作説、春秋期の当時の有識者説などがあるが、私は後期左伝学派の、『左伝』本文に対する論評を見る。別論に詳述する。
- (3) 「春秋公羊伝」(『世界文学全集』3五經・論語所収。筑摩書房・一九七〇年)四二〇頁。
- (4) 「春秋公羊伝何休解詁」(汲古書院・一九九三年一二月・六四五頁)
- (5) 「春秋公羊伝今註今釈」下冊(台湾商務印書館・一九七三年五月・四九一頁)
- (6) このことの詳細は、拙稿「公羊伝の賢の認識とその範囲」(『二松学舎大学論集』第四〇号・一九九七年三月)参照。
- (7) 拙稿「公羊伝の則未知の類型」(前掲)
- (8) 「史記」にも「(莊王は華元の言の)信なるを以て、遂に兵を罷めて去る。」(宋世家)と言う。また、楚世家参照。
- (9) 因みに、僖公二二年の宋襄の記事については、『公羊伝』の「吾聞之也」が、『韓非子』には「襄公曰、寡人聞之、……」(外儲左上)として現れ、また、馬王堆帛書『春秋事語』に「宋君曰、吾聞之、君子不擊不成之列……」として引用されている。恐らく『公羊伝』系の資料に基づくであろう。また、宣公五年の宋楚の戦いについては、『韓詩外伝』卷二に「公羊伝」とほぼ同文が収録され、そこでは「吾聞之也」が「吾聞」と表記されている。『韓詩外伝』の記事が『公羊伝』に基づくことは明らかである。因みに『左伝』には「宋公曰く、不可なり、と。既に濟るも未だ列を成さず。又以て告ぐ。公曰く、未だ可ならず、と。」とあり、「吾聞之也」の類の文がない。なお、宋襄の『公羊伝』の末尾に「故に君子は列を成さざるに鼓うたざるを大とす。」とあり、意味上において不安定の表現であるが、この「故君子」は『公羊伝』の類型表現であり、詳細は別論に譲る。
- (10) 拙稿「公羊伝の則未知の類型」(前掲)。